

令和2年度 第5回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和2年8月21日（金） 午前9時から午前10時40分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	出	清水 洋平
出	大園 和幸	欠	高田 裕幸	出	徳田 潤一	欠	入佐 哲朗
出	鶴田 勉	出	田村 利秋	出	本村 ヤス子	欠	川崎 守
出	上穂木 紀順	出	村場 重穂	出	持増 正		
出	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明
 かのやアグリ起業ファーム推進室 主事 牧野 亮

5 事務局職員

局 長	長友 浩志
次長兼振興係長	西迫 博
農地係長	下原 隆二
主 査	福嶋 雅明
主 査	井手口 剛
主 査	関口 実
主 査	根木原 英一
主任主事	久木田 郁香

主 査	梶原 宏行 (輝北総合支所産業建設課)
主 査	鳥巢 良和 (串良総合支所産業建設課)
主 幹	前田 健二 (吾平総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・農地の競売に係る買受適格証明願の承認について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・農地利用最適化推進委員の辞職及び募集について

[報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農地転用の申請に伴う変更について

[その他]

- ・農業者年金加入推進について
- ・農業新聞加入推進について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 上野 輝男 委員 ・ 有村 隆 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和2年度 第5回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和2年8月21日（金） 開会 午前9時 閉会 午前10時40分

鹿屋市役所7階大会議室

（開会）

局長 それでは、皆さん、姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和2年度第5回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。
事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の委員の欠席はありません。出席委員数は21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、推進委員の欠席は、川崎委員、入佐委員、高田委員の3名です。途中退席が、園田委員、牧之瀬委員です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号17番の上野委員と、18番の有村委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の井手口主査を指名します。これより議事に入ります。

それでは、1頁、議案第35号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第35号、1頁から96頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和2年8月24日です。合計面積は117万5千287.72㎡、うち更新分8万8千84㎡、内訳、田4万6千183㎡、畑109万4千772.72㎡、樹園地3万4千332㎡です。利用権を設定する者295人、設定を受ける者117人です。始期は、いずれも令和2年9月1日です。期間は、1年、2年、3年、5年、6年、7年、8年、10年、15年、20年です。

次の3頁から85頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。初めに3頁です。1番から4頁の4番までは、設定期間が1年です。3頁、1番は、賃借権で新規設定。2番、3番は、使用貸借権で新規設定。

次に、4頁、4番は、賃借権で再設定。次の5番から6頁の11番までは、設定期間が2年です。4頁、5番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。6番、7番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、8番から10番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、6頁、11番は、賃借権で新規設定。次の12番から16頁の48番までは、設定期間が3年です。6頁、12番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。13番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、14番から17番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、8頁、18番から22番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、9頁、23番、24番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、25番から28番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、11頁、29番、30番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、31番は、使用貸借権で新規設定。32番から34番までは全て、賃借権で新

規設定。

次に、13 頁、35 番から 38 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、14 頁、39 番から 42 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、15 頁、43 番は、賃借権で新規設定。44 番、45 番は、使用貸借権で新規設定。46 番は、賃借権で再設定。

次に、16 頁、47 番、48 番は、賃借権で再設定。次の 49 番から 42 頁の 149 番までは、設定期間が 5 年です。16 頁、49 番は、賃借権で新規設定。

次に、17 頁、50 番から 53 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、18 頁、54 番から 57 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、19 頁、58 番から 61 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、20 頁、62 番から 66 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、21 頁、67 番から 70 番までは全て、使用貸借権で新規設定。

次に、22 頁、71 番から 74 番までは全て、使用貸借権で新規設定。

次に、23 頁、75 番、76 番は、使用貸借権で新規設定。77 番、78 番は、賃借権で新規設定。

次に、24 頁、79 番から 82 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、25 頁、83 番から 86 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、26 頁、87 番から 89 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、27 頁、90 番から 93 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、28 頁、94 番から 98 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、29 頁、99 番から 101 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、30 頁、102 番から 105 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、31 頁、106 番から 108 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、32 頁、109 番から 113 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、33 頁、114 番は、使用貸借権で新規設定。115 番、116 番は、賃借権で新規設定。

117 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、34 頁、118 番から 121 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、35 頁、122 番から 124 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、36 頁、125 番から 129 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、130 番から 132 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、133 番、134 番は、賃借権で新規設定。135 番は、使用貸借権で新規設定。

136 番、137 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、138 番から 141 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、40 頁、142 番は、使用貸借権で新規設定。143 番は、賃借権で新規設定。144 番、145 番は、賃借権で再設定。146 番は、使用貸借権で再設定。

次に、41 頁、147 番、148 番は、賃借権で再設定。

次に、42 頁、149 番は、賃借権で再設定。次の 150 番から 54 頁の 195 番までは、設定期間が 6 年です。42 頁、150 番から 153 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、43 頁、154 番から 157 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、44 頁、158 番から 161 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、45 頁、162 番から 165 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、46 頁、166 番から 169 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、47 頁、170 番から 172 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、48 頁、173 番から 175 番までは全て、賃借権で新規設定。176 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、49 頁、177 番、178 番は、賃借権で新規設定。179 番は、使用貸借権で新規設定。180 番は、賃借権で新規設定。181 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、50 頁、182 番は、使用貸借権で新規設定。183 番、184 番は、賃借権で新規設定。

次に、51 頁、185 番、186 番は、賃借権で新規設定。

次に、52 頁、187 番、188 番は、賃借権で新規設定。189 番は、賃借権で再設定。

次に、53 頁、190 番から 193 番までは全て、賃借権で再設定。

次に、54 頁、194 番、195 番は、賃借権で再設定。次の 196 番から 198 番までは、設定期間が 7 年で、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、55 頁、199 番から 56 頁の 206 番までは、設定期間が 8 年です。55 頁、199 番から 202 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、56 頁、203 番、204 番は、賃借権で新規設定。205 番は、使用貸借権で新規設定。206 番は、賃借権で新規設定。

次に、57 頁、207 番から 83 頁の 297 番までは、設定期間が 10 年です。57 頁、207 番から 209 番までは全て、使用貸借権で新規設定。210 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、58 頁、211 番は、使用貸借権で新規設定。212 番、213 番は、賃借権で新規設定。

次に、59 頁、214 番から 216 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、60 頁、217 番は、賃借権で新規設定。218 番は、使用貸借権で新規設定。219 番は、賃借権で新規設定。220 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、61 頁、221 番、222 番は、賃借権で新規設定。223 番は、使用貸借権で新規設定。224 番は、賃借権で新規設定。

次に、62 頁、225 番は、賃借権で新規設定。226 番は、64 頁にかけて、使用貸借権で新規設定。

次に、64 頁、227 番、228 番は、使用貸借権で新規設定。229 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。230 番は、賃借権で新規設定。

次に、65 頁、231 番は、使用貸借権で新規設定。232 番、次の頁の 233 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。

次に、66 頁、234 番、235 番は、賃借権で新規設定。

次に、67 頁、236 番は、賃借権で新規設定。237 番は、使用貸借権で新規設定。238 番は、賃借権で新規設定。

次に、68 頁、239 番から 242 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、69 頁、243 番は、賃借権で新規設定。244 番、245 番は、使用貸借権で新規設定。246 番は、賃借権で新規設定。247 番は、次の頁にかけて、使用貸借権で新規設定。

次に、70 頁、248 番は、使用貸借権で新規設定。249 番は、賃借権で新規設定。250 番は、次の頁にかけて、使用貸借権で新規設定。

次に、71 頁、251 番、252 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、72 頁、253 番は、使用貸借権で新規設定。254 番から 256 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、73 頁、257 番、258 番は、賃借権で新規設定。

次に、74 頁、259 番から 262 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、75 頁、263 番から 265 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、76 頁、266 番から 269 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、77 頁、270 番は、使用貸借権で新規設定。271 番、272 番は、賃借権で新規設定。

次に、78 頁、273 番から 277 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、79 頁、278 番から 281 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、80 頁、282 番、283 番は、賃借権で新規設定。284 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。285 番、286 番は、賃借権で新規設定。

次に、81 頁、287 番は、賃借権で新規設定。288 番は、使用貸借権で新規設定。289 番、290 番は、賃借権で新規設定。

次に、82 頁、291 番は、賃借権で再設定。292 番は、使用貸借権で再設定。293 番、294 番は、賃借権で再設定。

次に、83 頁、295 番から 297 番までは全て、賃借権で再設定。次の 298 番、84 頁の 299 番は、設定期間が 15 年です。83 頁、298 番は、賃借権で新規設定。

次に、84 頁、299 番は、使用貸借権で新規設定。次の 300 番から 85 頁の 304 番までは、設定期間が 20 年です。84 頁、300 番、301 番は、賃借権で新規設定。302 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、85 頁、303 番、304 番は、使用貸借権で新規設定。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁、1 番から 4 頁、4 番までの 1 年もの 3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次の審議は、私が議事参与となりますので、議長を副会長と代わります。

副会長 次に、4 頁、5 番から 6 頁、11 番までの 2 年もの 7 件ですが、4 頁、5 番が、鹿屋市農業委員会規則第 28 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、木場会長に退席をいただき審議します。

(木場会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

下原 4 頁の 5 番は、貸人木場会長が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

副会長 木場会長に係る 4 頁、5 番、2 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(木場会長：議席へ着席)

木場会長の案件は、許可と決定いたしました。

次に残りの 2 年もの 6 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

ここで、私の務めは終わりといたします。

議 長 次に、6頁、12番から16頁、48番までの3年もの37件ですが、6頁、12番が議事参与の制限にあたりますので中塩屋委員に退席をいただき審議します。

(中塩屋委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

下 原 6頁の12番は、借人中塩屋委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中塩屋委員に係る6頁、12番、3年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中塩屋委員：着席)

中塩屋委員の案件は、許可と決定いたしました。次に残りの3年もの36件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に16頁、49番から42頁、149番の5年もの101件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に42頁、150番から54頁、195番の6年もの46件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、54頁、196番から198番までの7年もの3件ですが、全てが議事参与の制限にあたりますので中塩屋委員に退席をいただき審議します。

(中塩屋委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

下 原 54頁の196番から198番までは、借人中塩屋委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中塩屋委員に係る54頁、196番から198番までの7年もの3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中塩屋委員：着席)

中塩屋委員の案件は、許可と決定いたしました。

次に55頁、199番から56頁、206番までの8年もの8件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、57頁、207番から83頁、297番までの10年もの91件ですが、57頁、210番と64頁、229番が議事参与の制限にあたりますので中塩屋委員に退席をいただき審議します。

(中塩屋委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

下 原 57 頁の 210 番と 64 頁の 229 番は、借人中塩屋委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中塩屋委員に係る 57 頁、210 番と 64 頁、229 番の 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中塩屋委員：着席)

中塩屋委員の案件は、許可と決定いたしました。

次に、65 頁、232 番と 66 頁、233 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、徳田委員に退席いただき審議します。

(徳田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

下 原 65 頁の 232 番と 66 頁の 233 番は、借人徳田委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 徳田委員に係る 65 頁、232 番と 66 頁、233 番の 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(徳田委員：着席)

徳田委員の案件は、許可と決定いたしました。

次に、80 頁、284 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、大園委員に退席いただき審議します。

(大園委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

下 原 80 頁の 284 番は、借人大園委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 大園委員に係る 80 頁、284 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(大園委員：着席)

大園委員の案件は、許可と決定いたしました。

残りの 10 年もの 86 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に、83 頁、298 番から 84 頁、299 番までの 15 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、84 頁、300 番から 85 頁、304 番までの 20 年もの 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、86 頁、農業経営基盤強化法に基づく所有権移転について、事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、86 頁から 88 頁です。86 頁で説明します。公告年月日は令和 2 年 8 月 24 日、合計面積は 2 万 4 千 942 m²です。うち、田 2 千 739 m²、畑 2 万 2 千 203 m²です。所有権を移転する者 4 人、所有権の移転を受ける者 4 人です。87 頁をご覧ください。1 番から 88 頁の 4 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議 長 所有権移転協議が成立したもの 87 頁から 88 頁の 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、89 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

下 原 中間管理権設定については、89 頁から 96 頁です。89 頁で説明します。公告年月日は、令和 2 年 8 月 24 日です。合計面積は 5 万 7 千 746 m²で、うち、田 7 千 286 m²、畑 5 万 460 m²です。利用権を設定する者 21 人、利用権の設定を受ける者 12 人で、全て新規設定であります。始期は、令和 2 年 9 月 1 日で、期間は 5 年、10 年です。

90 頁をご覧ください。貸人から公社への設定期間、権利区分別です。

1 番は、設定期間が 5 年で、賃借権。次の 2 番から 93 頁の 23 番までは、設定期間が 10 年です。90 頁、2 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。3 番、4 番は、賃借権。5 番は、使用貸借権。6 番、7 番は、賃借権。

次に、91 頁、8 番、9 番は、賃借権。10 番は、使用貸借権。11 番から 13 番までは全て、賃借権。

次に、92 頁、14 番から 16 番までは全て、賃借権。17 番は、使用貸借権。18 番から 21 番までは全て、賃借権。

次に、93 頁、22 番は、賃借権。23 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次の 24 番からは、公社から借人への転貸設定です。24 番は、設定期間が 5 年で、賃借権。

次の 25 番から 95 頁の 37 番までは、設定期間が 10 年です。93 頁、25 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。26 番、27 番は、賃借権。28 番は、使用貸借権。

次に、94 頁、29 番、30 番は、賃借権。31 番は、使用貸借権。32 番、33 番は、賃借権。

次に、95 頁、34 番は、賃借権。35 番は、使用貸借権。36 番は、賃借権。37 番は、使用貸借権。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が、90 頁、1 番の、5 年もの 1 件と、90 頁、2 番から 93 頁、23 番の 10 年もの 22 件ですが、90 頁、2 番が農業委員会の取決め制限にあたりますが、川崎委員が欠席ですのでこのまま審議します。事務局の説明をお願いします。

下 原 90 頁の 2 番は、貸人川崎委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進

法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 川崎委員に係る 90 頁、2 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 93 頁 23 番が、議事参与の制限にあたりますので福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

下 原 93 頁の 23 番は、貸人福元副会長が使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 93 頁、23 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長の案件は、許可と決定いたしました。

残りの 90 頁、1 番の 5 年もの 1 件と 90 頁、3 番から 93 頁、22 番の 10 年もの 20 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、93 頁、県地域振興公社から転貸設定の 93 頁、24 番の 5 年もの 1 件と 93 頁、25 番から 95 頁、37 番までの 10 年もの 13 件ですが、93 頁、25 番が農業委員会の取決め制限にあたりますが、川崎委員が欠席ですのでこのまま審議します。事務局の説明をお願いします。

下 原 93 頁の 25 番は、借人川崎委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 川崎委員に係る 93 頁、25 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

残りの 93 頁、5 年もの 1 件と 93 頁、26 番から 95 頁、37 番までの 10 年もの 12 件ですが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、97 頁、議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 36 号、97 頁から 100 頁です。100 頁で説明します。今回は、所有権移転 16 件、使用貸借権設定 1 件の計 17 件です。内訳は、田 8 筆、6 千 721 ㎡、畑 13 筆、1 万 8 千 557 ㎡、計 21 筆、2 万 5 千 278 ㎡です。

初めに、97 頁です。1 番は、田 812 ㎡の売買です。2 番は、田 524 ㎡の売買です。3 番は、畑 1 千 792 ㎡の売買です。4 番は、畑 775 ㎡の売買です。5 番は、畑 2 千 829 ㎡の売買です。

次に、98 頁、6 番は、畑 2 千 541 m²の売買です。7 番は、畑 2 千 251 m²の売買です。8 番は、畑 2 千 312 m²の売買です。9 番は、畑 735 m²の売買です。

次に、99 頁、10 番は、田 236 m²の売買です。11 番は、田 2 千 149 m²の売買です。12 番は、畑 859 m²の売買です。13 番は、畑 1 千 403 m²の売買です。次の 14 番から 100 頁の 17 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 引き続き調査がなされていますので、99 頁、14 番から、100 頁、17 番までを大園委員に報告をお願いします。

大 園 推進委員の大園です。去る 8 月 13 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、99 頁の 14 番と 100 頁の 15 番は関連がありますので、併せて報告します。14 番と 15 番ですが、下限面積の調査です。申請者は畜産業を営む方の娘で、今回、自宅近くの農地の取得と使用貸借権設定を行うものです。農作業に必要な農機具は自宅に所有しており、今回、取得と使用貸借権設定をする農地には、「甘藷」や「飼料」など栽培することでした。

次に、16 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、空き家バンクに付随する農地を取得するものであり、下限面積は 1 m²です。今回、取得する農地は空き家の隣にあり、今後は家庭菜園として季節の野菜などを栽培することでした。

次に、17 番ですが、市外取得の調査です。申請者は東串良町の方で、農作業に必要な農機具は、所有しており、今回、取得する農地には契約による「飼料米など」を栽培することでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 17 件、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、101 頁、議案第 37 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 37 号、101 頁です。今回は 3 件で、田 1 筆、1 千 415 m²、畑 2 筆、2 千 486 m²、計 3 筆、3 千 901 m²となっています。1 番は、牛舎、倉庫、梱包飼料置場外を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。2 番は、牛舎、運動場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。3 番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、101 頁、3 番を牧之瀬委員に報告をお願いします。

牧之瀬 議席番号 12 番の牧之瀬です。去る 8 月 13 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

101 頁の 3 番ですが、申請地は、下高隈町の黒坂公民館の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された、1 種農地と判断されます。申請者は市内の農業法人で、申請地に研修生及び技能実習生のための宿泊施設を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」

に該当すると判断しました。以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま説明、報告がありました、101 頁、許可申請 3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、102 頁、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第 38 号、102 頁から 105 頁です。105 頁で説明します。今回は 14 件で、田 4 筆、2 千 83 ㎡、畑 18 筆、1 万 965 ㎡、計 22 筆、1 万 3 千 48 ㎡となっています。102 頁をご覧ください。1 番は、宅地分譲を行うもので、農地区分は 3 の 5 です。2 番は、分譲宅地、通路を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。3 番は、倉庫を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。次の 4 番、103 頁の 5 番は、分譲住宅用地を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。次に、103 頁、6 番は、建売住宅、進入用道路を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。7 番は、牛舎、運動場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。次の 8 番から 105 頁の 14 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、103 頁、8 番から 104 頁、10 番までを泊委員に、104 頁、11 番から、13 番までを栗山委員に、105 頁、14 番を牧之瀬委員に報告をお願いします。

泊 　議席番号 10 番の泊です。去る 8 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、103 頁の 8 番ですが、申請地は野里集落センターの南西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業を営む法人で、申請地に建売住宅 2 棟を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 104 頁の 9 番ですが、10 番も関連がありますので、併せて報告します。申請地は高須中学校跡地の北東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、西側に接している農地が申請地より低くなっていることから、雨水排水対策として土留工事等を行う計画ですが、施工の際は十分な排水勾配を取ることと、法面を保護する施工をして、土砂や排水の流出を防ぐよう強く指導したところです。

以上、8 番から 10 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

栗山 　推進委員の栗山です。去る 8 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

104 頁の 11 番ですが、申請地は郷之原自治公民館の北西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者

は市内の方で、申請地に一般住宅、車庫を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に12番ですが、申請地は徳田脳神経外科の西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行されていますが、都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、車庫・物置を整備する計画です。申請地は住宅等の施設が連たんしている区域に近接しているため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に13番ですが、申請地は旭原公民館の南西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、11番から13番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

牧之瀬 議席番号12番の牧之瀬です。去る8月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

105頁の14番ですが、申請地は鹿児島きもつき農協の西南澱粉工場の西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された、第1種農地と判断されます。申請者は農協で隣接地にある澱粉工場の排水処理施設が不足しているため、その排水処理施設を増設する計画です。

既存施設面積2万8千666.01㎡に対し、申請面積2千24㎡が、2分の1以下と認められることから、第1種農地の許可要件である「既存施設の拡張」に該当すると判断しました。

以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました、102頁から105頁までの許可申請14件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、106頁、議案第39号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第39号、106頁から111頁です。106頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は5件で、畑7千463㎡となっています。次の107頁から111頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、106頁1番、2番を、郷原委員に106頁、3番から5番までを立元委員に報告をお願いします。

郷 原 議席番号11番の郷原です。去る8月12日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

106頁をご覧ください。まず1番ですが、周辺図等は107頁をご覧ください。農振除外

の申し出です。申出地は、笠之原インターの北西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地と判断されます。申出人は市内の法人で、申出地に建売住宅 8 棟を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 108 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、笠之原インターの北東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申出人は、市内の畜産業を営む方で、申出地に駐車場、資材置場を整備する計画です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外、用途変更は支障がないと判断しました。

立 元 推進委員の立元です。去る 8 月 12 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

まず 3 番ですが、周辺図等は 109 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は平和公園の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申出人は、市内の畜産業を営む方で、申出地に牛舎を整備する計画です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 4 番ですが、周辺図等は 110 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は平和公園の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申出人は、市内の畜産業を営む方で、申出地に牛舎を整備する計画です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 5 番ですが、周辺図等は 111 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、串良公民館細山田分館の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、申出地に一般住宅を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外、用途変更は支障がないと判断しました。

議 長 ただいま、説明、報告があった 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、112 頁、議案第 40 号「農地の買受適格証明願の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 40 号、112 頁です。今回は 1 件です。内容は記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。引き続き調査がなされていますので、112 頁、1 番を郷原委員に報告をお願いします。

郷 原 議席番号 11 番の郷原です。去る 8 月 12 日に、記載の 2 名の委員と事務局で、申請者が農地の買受者として適格か農地法第 3 条申請と同等の調査を行いましたので報告いたし

ます。112 頁 1 番ですが、申請者は、市内の方で畜産業を営んでおります。現在、競売に出されている農地の取得した場合は、飼料を作付けするとのことでした。農機具等も一式所有されており、常時農作業に従事し、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められることから、調査員としましては、農地の買受適格者であると判断いたしました。以上です。

議 長 説明、報告があった 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ということで、申請どおり買受適格者である旨の証明書を発行します。

なお、この案件は今回の総会で承認された案件ですので、今後 3 条申請が提出されたときは、会長の専決処分とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件に係る 3 条申請は、会長専決処分とします。

次に、113 頁、議案第 41 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 41 号、113 頁です。今回は 2 件で、畑 2 筆、1 千 838 m²です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、113 頁 1 番を泊委員に、2 番を清水委員に報告をお願いします。

泊 議席番号 10 番の泊です。去る 8 月 12 日、記載の 2 名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

113 頁の 1 番ですが、申請地は、野里集落センターの南西に位置し、昭和年代から建物敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

清 水 推進委員の清水です。去る 8 月 13 日、記載の 2 名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

113 頁の 2 番ですが、申請地は、輝北総合支所市成出張所の北に位置し、平成 12 年 4 月 1 日から牛舎の敷地として利用しているとのことでした。転用許可もあったと思われませんが、地目をその当時変更しておらず、県へ確認しましたが、20 年前のことなので、保存文書がないとのこと、今回の申請になったとのこと。建物の状況からしても 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 説明、報告がありました 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、114 頁、議案第 42 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 42 号、114 頁から 152 頁です。今回新たに、譲渡希望が 133 頁、221 番から 224 番まで、次に、賃貸借希望が 151 頁、213 番から 215 番までですので、お目通しください。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出の農地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

133 頁、土地の所有者からの譲渡希望の 221 番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、222 番の大浦町を西ノ原委員と谷口委員に、222 番の祓川町を木場会長と川崎委員に、223 番を福元副会長と入佐委員に、224 番を上之原委員と永山委員にお願いします。

次に、151 頁、賃貸借希望の 213 番を榎原委員と清水委員に、214 番を畠井委員と西元委員に、215 番を寺下委員と持増委員にお願いします。

次に、153 頁、議案第 43 号「農地利用最適化推進委員の辞職及び募集について」を議題としますが、まず辞職願ですが農業委員会の取決め制限にあたりますので村場委員に退席いただき審議します。

(村場委員：退席)

農地利用最適化推進委員の辞職について事務局の説明をお願いします。

局長 153 頁です。村場重穂委員から、令和 2 年 7 月 31 日付けで、令和 2 年 8 月 31 日をもって辞職したい旨の辞職願が提出されました。村場委員は、平成 30 年 8 月から 2 年 1 ヶ月の在籍となります。以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、委員の辞職については、鹿屋市農業委員会規則第 9 条に基づき、会長が委員会で議決を経て許可することとなっていますので、辞職を承認してよろしいですか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、村場委員の辞職については、承認いたします。

(村場委員：着席)

村場委員の辞職については、承認と決定しました。

続きまして、推進委員の欠員の募集について事務局の説明をお願いします。

局長 農地利用最適化推進委員の募集についてご説明します。

村場委員の辞職に伴いまして、欠員 1 名の補充を提案したいと思います。法的には、推進委員の補充についての規定はありませんが、鹿屋市農業委員会の「農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第 10 条に推進委員に欠員が生じた場合は、推進委員の補充に努めなければならないとあり、絶対に補充しなければならないということではないですが、所掌事務に支障がでるため、推進委員を選任することが適当であると考えています。

具体的には、お手元に配布してあります A 4 の 1 枚紙で、「農地利用最適化推進委員選任スケジュール (案)」をご覧ください。事務局案を説明いたします。8 月下旬から 9 月上旬にかけて、市の広報紙やホームページの手続きや、県、農協など関係機関に推薦依頼をして、応募期間は 9 月 11 日、金曜日から 10 月 12 日、月曜日までの 32 日間を予定しています。10 月 12 日までに応募があった場合は、10 月 20 日に選考会をして、10 月 23 日の総会で選任議案の承認をいただき、総会終了後に推進委員の委嘱を行う予定としています。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、推進委員の欠員募集をすることとしてよろしいですか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、説明のとおり推進委員の欠員募集をすることとします。

事務局においては手続きを進めていただき、また、委員さん方にも適任者がいないか、掘り起こしのご協力をお願いいたします。

次に、155頁「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下原 合意解約について、155頁から165頁です。165頁で説明します。今回は41件で、田15筆、1万6千962㎡、畑42筆、9万5千671㎡、他9筆、2千397㎡、計66筆、11万5千30㎡です。これらは全て、第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、155頁です。1番は、借り手の都合。2番は、売買のため。3番、4番は、借り手の変更。5番は、借り手の都合。

次に、156頁、6番から9番までは、借り手の都合。

次に、157頁、10番から12番までは、借り手の変更。

次に、158頁、13番から15番までは、借り手の変更。16番は、貸し手の都合。17番は、借り手の変更。

次に、159頁、18番、19番は、借り手の都合。20番は、貸し手の都合。21番は、借り手の都合。

次に、160頁、22番、23番は、貸し手の都合。24番は、借り手の都合。25番は、貸し手の都合。

次に、161頁、26番は、耕作不便のため。27番、28番は、借り手の変更。29番は、貸し手の都合。

次に、162頁、30番、31番は、貸し手の都合。32番は、借り手の変更。

次に、163頁、33番から37番までは、借り手の変更。

次に、164頁、38番、39番は、借り手の変更。40番は、売買のため。41番は、借り手の変更。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、155頁から165頁まで41件の合意解約です。報告しておきます。

次に、166頁「農地転用の申請に伴う変更について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下原 1番は、第4回総会で審議した農地転用の事業計画変更に伴う手続です。事業計画の内容は、当初の計画で事業を進めていましたが、近隣の畜産農家から預託牛の肥育の依頼があり、チューブバッグサイロの計画を牛舎に変更して、整備するものです。事業計画の変更申請については、県へ進達したところですが、事業計画の変更により周辺農地の営農条件への支障が大きい場合は、同時に4条許可申請が必要との指摘があったため、専決処分です。4条許可申請の追加の手続を行いましたので、報告とさせていただきます。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、専決処分としたものです。この専決処分に対して承認を求めます。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は承認されました。

以上で、第5回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

無いようですので、事務局からお願いします。

根木原 令和2年度の農業者年金加入推進について説明いたします。

別冊の実施要領をご用意ください。それでは、1頁をご覧ください。

1、加入推進方針について、農業者年金制度は食料・農業・農村基本法の下で政策支援年金として、農業者の老後生活の安定と意欲ある担い手の確保に重要な制度として位置づけられています。平成30年度から「加入者累計13万人早期達成3ヵ年運動」に取り組むことになり、多くの農業者、特に次代の農業を担う若手農業者への加入推進を図るとともに、女性の活躍を後押しするため、女性農業者への加入も一層推進することとします。

2、令和元年度推進結果につきましては、全国での新規加入者が2,813人で前年度実績の3,107人よりマイナス294人となりました。また、鹿児島県全体では新規加入者が109人で前年度実績116人よりマイナス7人となりました。鹿屋市では目標値8人に対し、実績で4人という結果となりましたが、加入者数的には県内の上位から8番目となっております。

3、令和2年度の推進目標であります。鹿児島県全体で118人、内20歳から39歳が78人、女性が37人、鹿屋市においては、全体で8人、内20歳から39歳が、7人、女性が3人という目標が設定されております。7月末現在では、加入者2名となっております。今後の加入推進をよろしく願いいたします。

4、加入推進期間は、令和2年8月から令和2年12月までといたします。

5、加入推進の実施方法につきましては、担当地区を中心とした戸別訪問等による農業者年金制度の周知啓発活動及び加入への推進活動について委員1人当たり3日間を目標に実施していただきますようお願いいたします。活動の例として知人等の農家や兼業農家への説明やチラシの配布、地域の農家の集まる会合や研修会などでの周知活動、貸したい借りたい総点検活動の戸別訪問を活用した周知活動、また加入意思のある方へは年金額のシミュレーションを活用した推進活動を実施する。年金額のシミュレーションは事務局で作成しますので、ご連絡ください。また加入した方が答えたアンケートではこの制度を良く知らなかったと答えた方が、約半数を占めていますので、あらゆる機会に農業者年金制度を広く周知していただきますようお願いいたします。また同じ農家を重複して訪問しているのが、見受けられましたので、出来るだけ連携を取って訪問していただきますようお願いいたします。

2頁をご覧ください。

6、加入推進活動結果については加入推進記録簿に活動内容や結果を記載してください。

7、別冊のファイルには、加入推進対象者名簿として20歳から50歳の認定農家等を掲載しております。また、加入推進記録簿と3種類のチラシを2枚ずつ入れておりますので、周知活動にご活用ください。なお、加入推進対象者名簿は個人情報ですので、取り扱いには十分ご注意ください。

8、活動結果の提出期限は令和3年1月の総会の日までとします。3日間の活動が終了した時点で、随時提出して頂いて結構です。活動の有無に関わらず活動記録簿と加入推進対象者名簿は必ず提出してください。また皆様の活動実績に応じた謝金を支払います。

9、加入推進部長について、農業委員等の中から農業者年金の制度を理解し、その普及に意欲を持つと判断される者として、加入推進部長を設置しております。加入推進部長は地域のリーダーとして、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員との情報交換やサポート、認定農業者や新規就農者・女性農業者等の参加する各種会合での説明や個別の働きかけなど、農業者年金の加入推進への積極的な役割を果たすことになっております。そのようなことから加入推進部長へは別途研修会が実施されます、10月に加入推進特別研修会、12月に合同地区別会議などが予定されています。加入推進部長の活動経費として活動時間に応じた活動経費が県農業会議より支給されますので、加入推進部長の皆様には積極的な推進活動をよろしくお願いたします。以上で農業者年金の加入推進につきましての説明を終わります。

久木田 全国農業新聞の購読推進についてお願いいたします。

「全国農業新聞」は農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。「週間」という一週間の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。さらに全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により地域の話題やイベント情報など提供に努めています。毎週金曜日に発行し、送料税込みの700円で購読できます。購読料については現金払い、農協に限りますが口座振替にも対応しています。

4の「購読者数及び新規購読者数」の表をご覧ください。過去5年間の購読者数をみると減少傾向にあります。3カ月のみの購読や1年のみの購読など最初から期間を決めて申し込む方法もございますので、ぜひともお知り合いの方への購読推進をお願いいたします。

委員のみなさまにおいては毎日の業務がお忙しい中大変恐縮ですが、11月20日申込み分までが今年の新規購読者として反映されますので委員一人につき一人の新規購読者の確保にご協力をお願いいたします。今回は、普及資材及びパンフレットも準備しました。戸別訪問や年金の加入推進とともにぜひご紹介をお願いいたします。

局長 大隅地域振興局から普及だよりが配布されていますので、お目通しください。

お手元にA4の両面で認定農業者の手続きについての資料が配布してあります。認定農業者の直接の担当は農林水産課となりますが、説明をいたします。

これまで認定農業者が複数の市町村で営農する場合は、それぞれの市町村で認定農業者の認定を受けなければ、なりませんでしたが、今年の4月から県内であれば県知事が認定、県をまたいでいる場合は地方農政局長が認定と、申請先が1つになって手続きが簡素化されました。また、複数市町村で営農する認定農業者の対象者には、県から認定期間の切れる2か月前に通知がいくことになっているそうですので、お知らせをしておきます。

総会終了後に運営委員会を開催しますので、運営委員の方はそのままお残り下さい。それでは9月の調査委員を発表します。

9月10日、木曜日、4条5条の調査が園田委員、川崎委員でございます。

9月10日、木曜日、農振調査が村山委員、垣内委員でございます。

9月11日、金曜日、4条5条の調査が、寺下委員、入佐委員でございます。

9月11日、金曜日、3条調査が、上野委員、鶴田委員でございます。

9月の総会は、9月23日、水曜日の午前9時から7階大会議室となります。

議 長 他にありませんか。ないようですので、これをもって令和2年度第5回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」(閉会)